

荒川区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準

平成27年4月23日制定

(管理部長決定)

平成28年5月24日一部改正

令和5年1月26日一部改正

(目的)

第1条 この基準は、荒川区工事請負契約書約款第9条第4項で規定する現場代理人の兼任を認める場合の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(兼任を認める対象工事)

第2条 次に掲げる要件を全て満たす工事は、合計で2件まで現場代理人を兼任することができる。ただし、発注者が工事内容や工事の時期、工事現場の状況などから同一の現場代理人が管理することが適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) いずれも荒川区が発注した工事であること（荒川区以外の発注工事との兼任は認めない。）。
- (2) 工事の現場がいずれも荒川区内であること。
- (3) いずれも契約金額が4,000万円未満の工事であること。

(兼任を認める際のその他の条件)

第3条 前条に規定する工事において、次の要件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

(兼任に関する手続)

第4条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、兼任が発生する工事の契約時に「現場代理人兼任届」を工事主管課に提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第5条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更により第2条第1項第3号に定める契約金額以上になった場合についても、引き続き現場代理人を兼任することができる。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事請負契約について適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から適用する。